



第

4

章 取組の方向性と施策

目標 I

すべてのこどもの生まれ持った環境に
左右されることのない幸せな成長を支えます

【すべての成長過程（ライフステージ）を通じた支援】

こども・若者にとっての課題や求めているニーズの中には、特定の成長過程で明確に分けずに成長過程の全体を通して縦断的に対処すべきものがあります。

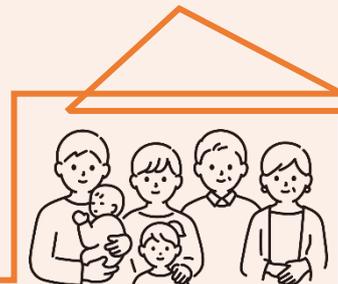
こども・若者に対する支援が特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要であり、さらにこうした支援が、生まれ持った環境に左右されることなく、全てのこどもにひとしく行き渡るようにすることが必要です。

また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えることが重要です。

全てのライフステージに共通する課題に対して切れ目のない支援を行うとともに、成長過程を通して縦断的に支援し、こども・若者の幸せな成長を地域社会全体でサポートします。

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R11)
こども・若者の遊びや体験活動の機会が十分にあると感じる保護者の割合 (%)	12.3 (R6 年度)	20.0
障がいや発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加が推進されている、地域社会から包まれている、と感じる保護者の割合 (%)	42.1 (R6 年度)	45.0
安心できる場所が1つ以上あると感じる児童・生徒の割合 (%)	98.9 (R6 年度)	100.0



① こどもの権利の保障

取り巻く状況と課題

➤ こどもの権利

- 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が平成元年の国連総会において採択され、日本は平成6年に批准しました。この条約で、こども一人ひとりが「生きる」、「育つ」、「守られる」、「参加する」といった権利を行使する主体として位置づけられました。さらに、平成28年の改正児童福祉法において、「子どもの権利」が位置づけられ、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれ「子どもの権利」を支え、その福祉を保障しなければならないことが明確化されました。
- 令和5年には、こどもを権利の主体とし、その権利を保障するはじめての法律として「こども基本法」が制定され、「児童の権利に関する条約」を踏まえた基本理念のもと、こどもの利益を一番に考え、こどもに関する施策を国の取組の中心に据え、こどもまんなか社会の実現に向けて大きく舵を切りました。
- 本市では、こどもたちの権利を守り、地域全体でこどもを見守り、健やかに育てるため、平成26年3月に「大仙市子ども条例」を制定し周知してきましたが、アンケートの結果によると「子どもの権利」について知らないと答えた児童・生徒の割合は8割を超えており、本条例の認知度についてはいまだ十分とは言えない現状です。

➤ 児童虐待

- 現在、県においては児童虐待に関する相談及び対応件数は増加を続けており、本市においてもこどもの権利が脅かされる事案が増加しています。さらに、こどもの貧困問題や意見を表明する機会の不足など、こどもを取り巻く様々な課題が山積しています。

➤ ヤングケアラー

- 近年、国や自治体の調査によって、本来はおとながやるべき家事や家族のお世話（ケア）を日常的に行っているこども、いわゆる「ヤングケアラー」の存在が明らかになり、その認知度が高まるとともに、新たに顕在化した社会的問題として解決への取組が必要となっています。
- ヤングケアラーは、これまで法律上の定義が明確にされていませんでしたが、令和6年6月、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。

- 本市においても、令和4年度にヤングケアラーに関する実態調査を実施し、調査の結果、お世話をしている家族がいると回答したこどもの割合が、小学生で2.9%、中学生で1.6%、高校生で1.4%であることが明らかになりました。いずれも国の調査結果より低くなっていますが、潜在的なヤングケアラーが存在する可能性も否定できず、こうしたケースを早期に把握し、迅速に対応できるよう、早急な相談・支援体制の構築が必要です。

➤ こどもの権利全般に関する課題

- こうした状況を踏まえ、こどもたちの権利を保障し、こどもを社会のまんなかに据えたまちづくりを推進するため、「大仙市子ども条例」やこどもの権利についての理解の促進、意見表明の場の確保、こどもの居場所や活動の場の充実に努めるとともに、重大な権利侵害である児童虐待やいじめからこどもたちを守り、ヤングケアラーなど新たな問題に対しても適応できる体制の構築や仕組づくりを進めていく必要があります。

重要業績評価指標※1（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
「子どもの権利」について知っている児童・生徒の割合（%）	19.8 (R6年度)	30.0
こどもの意見表明の場が確保されていると感じる児童・生徒の割合（%）	41.2 (R6年度)	50.0
若者（18～39歳）の投票率（%）	38.0 (R5年度)	45.0
メンタルヘルスサポーター養成講座の累計修了者数（人）	270 (R5年度)	421
自分が困ったときに助けてくれる人がいると思う児童・生徒の割合（%）	97.8 (R5年度)	100.0
校内教育支援センター※2等の設置率（%）	80.0 (R5年度)	100.0
ヤングケアラーにあてはまると思う児童・生徒の割合※（%）	0.3 (R4年度)	0.0

※ 「お世話している家族がいる」と回答した児童・生徒のうち、自分自身が「ヤングケアラーにあてはまると思う」と回答した者の割合を指す。

※1 重要業績評価指標（Key Performance Indicator）
目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標。

※2 校内教育支援センター
文部科学省が策定した「COCOLOプラン」に基づく取組の一つで、空き教室を活用して、不登校や集団生活に不適応傾向のある児童生徒等を支援する教室のこと。

具体的な施策

施策（１）こどもの権利に関する理解の促進

こどもの権利に関するリーフレットやポスターの作成など、こどもの成長・発達段階や立場に応じた効果的な広報・啓発を進めます。

■主な事業

- （仮称）こどもの権利に関する普及啓発・情報発信事業【新規】 等

施策（２）こどもの意見表明の場の確保

全てのこどもが様々な方法で意見を表明し、まちづくりに積極的に参加できるよう、その仕組みづくりを行います。

■主な事業

- 大仙市中学生議会 ○心ふれあうさわやか大仙事業（中学生サミット）
- 大仙市SDGsレポーター事業 ○高校生ワークショップの開催【新規】
- 若者意見入力フォームの設置【新規】 等

施策（３）児童虐待防止対策の充実、保護・支援・アフターケアの推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応が行われるよう、関係機関と連携しながら支援体制の強化を図り、児童虐待防止対策の推進と、各段階でのサポートの充実につなげます。

■主な事業

- こども家庭センターによる相談支援 ○要保護児童対策地域協議会の運営
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携） 等

施策（４）いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向けた相談・サポート体制の強化を進めます。

■主な事業

- 子ども・若者育成支援事業
- 教育支援センター（フレッシュ広場）の運営
- スクールカウンセラーやフレッシュカウンセラー（臨床心理士等）、心の教室相談員（スマイルサポーター）の配置
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲）
- 情報モラルいじめ対策事業 等

施策（５）ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの認知度向上、潜在的なヤングケアラーの視点をもった相談体制の構築に努めるとともに、ヤングケアラーの把握に努め、ケースにあわせて必要な相談支援を行います。

■主な事業

- 悩みを抱える子どもの相談体制構築事業
- こども家庭センターによる相談支援（再掲）
- 子育てファミリー支援事業
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲） 等

施策（６）自殺や犯罪から子ども・若者を守る取組

様々な原因による自殺から子ども・若者の生命を守るため、相談・サポート体制の強化を進めるとともに、犯罪や事故からの安全を確保し、安心して暮らすことのできる環境を整備するため、有害環境対策、防犯・交通安全対策を進めます。

■主な事業

- 保健師によるこころの健康相談支援
- ほっとスペースの運営
- 大仙こころほっとセミナー
- SOSの出し方・受け方教育
- メンタルヘルスサポーター養成講座
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲）
- 交通指導員、防犯指導員による街頭パトロール及び啓発活動
- 大仙市自殺予防ネットワーク推進協議会の運営 等

② こどもの居場所づくり、多様な遊び・学び・体験の機会創出

取り巻く状況と課題

➤ 居場所や遊び・学び・体験の重要性

- 私たちが生きるうえで、肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感の醸成につながる、不可欠な要素です。特に、こどもの健やかな成長にとって、遊んだり、集まって活動したり、多様な考え方や文化・芸術に触れることができるような居場所の存在は大変重要です。
- また、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルをはじめ、想像力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などを育み、多様な動きを身に付け、健康を維持すること、ひいてはウェルビーイングの向上につながります。
- 一方、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。地域コミュニティの希薄化や、少子化の進行により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、特に過疎化が進む地方部においてこうした傾向が一層懸念されています。

➤ 本市におけるこどもの居場所の状況

- 本市には、様々なこどもの居場所がありますが、こどもの発達や成長段階によってそれぞれのニーズは異なり、また、居場所があっても利用しないこどももいます。
- 居場所を持っており、さらにその居場所が複数あることは、自己肯定感や将来への希望などの前向きな生き方に関係することから、こどもの育ちにとって極めて重要です。本市のアンケート調査では、自身の安心できる場所があると感じる児童・生徒の割合が98.9%と高い割合となっているものの、全体の21.1%、約5人に1人はその居場所が1つであると答えています。さらに、居場所が1つである児童・生徒のうち、その居場所が自分の家または部屋であると回答したのは87.4%と、自宅以外に居場所がない場合も多いことが明らかとなっています。
- 高校生ワークショップでは、特に放課後の時間において、自由に過ごせる居場所がないという意見が多くあり、小さなこどものみならず、全ての世代が楽しめる公園や運動施設などの居場所の整備が求められています。
- また、本市のアンケート調査や若者意見入力フォームにおいても、「冬期間や雨天時に屋内で遊べる場所が欲しい」といった要望が多く寄せられており、屋内の遊び場の整備に対するニーズの高さがうかがえました。
- 「全てのこどもに居場所があるかどうか」という視点から、こどもがほっとできる多様なニーズに応じた居場所を確保するとともに、遊びや学び、体験ができる環境の整備を進めていく必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
児童館延べ利用人数（人）	37,931 （R5年度）	29,000※
部活動（スポ少含む）や習い事などへの参加率（%）	79.2 （R4年度）	82.0

※ 目標値が現状値よりも低くなっているが、これは過年度の利用状況の推移や人口動態など、数値に影響を与える要因となり得る事項を考慮し、算出したものである。

具体的な施策

施策（１）安心して過ごせる居場所づくり

公園や児童館など、屋内外の居場所を安心して利用できるよう、適切な管理に努めるとともに、放課後等のこどもの居場所や、魅力ある公園の整備を進めるなど、こどもの成長段階やニーズに応じて安全・安心に過ごせる居場所づくりに取り組みます。

■主な事業

- 公園維持管理
- 児童館管理
- 子どもの遊び場管理（遊具点検）
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 子どもの居場所づくり推進事業（再掲）
- 等

施策（２）遊び・学び・体験の機会の充実

こどもが自由に遊んだり、本や芸術、食文化、伝統文化等に親しむなど、多様な活動や体験ができる機会や場所を提供します。

■主な事業

- 屋内遊び場施設整備事業
- 地域拠点公園整備事業
- 放課後子ども教室
- 食育推進事業
- 子ども読書活動推進事業
- 大仙市ふるさと探訪楽園ツアー（「大仙ふるさと博士育成」事業との連携）
- 等

③ こどもの貧困の解消に向けた対策

取り巻く状況と課題

➤ こどもの貧困

- 日本には、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習・部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進路を諦めざるを得ないこどもなど、権利が脅かされた状況で暮らしているこどもが多数存在し、相対的貧困率※は先進国の中でも非常に高い水準となっています。こどもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を著しく侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題です。また、貧困家庭に生まれたこどもがその成長過程で様々な不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない「貧困の連鎖」が起きていることも問題となっています。
- 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、こどもの貧困率は、平成24年の16.3%をピークに減少傾向で推移し、令和3年には11.5%まで減少しています。また、こどもがいる現役世帯のうち、おとなが一人の世帯の貧困率は、平成9年の63.1%をピークに増減を繰り返しながら、令和3年には44.5%まで減少したものの、依然としておよそ半数の世帯が相対的貧困の状況にあるという結果になっています。

➤ 生活保護

- 本市の生活保護受給世帯は令和5年度末時点で879世帯であり、このうち18歳未満のこどもがいる世帯は26世帯となっています。これは、生活保護受給世帯の約3%にあたります。
- 生活保護に至る前段階において、生活全般にわたる困りごとに関する支援を行う「生活困窮者自立相談支援事業」の令和5年度の新規相談件数171件のうち、18歳未満のこどもがいる世帯からの相談件数は26件となっており、相談内容としては、「収入、生活費」が18件と最も多く、次いで「子育て」が8件、「家賃」及び「仕事探し」が7件となっています。

➤ 就学援助

- 小・中学生を対象とした就学援助の認定者数は減少傾向で推移しており、令和5年度は243人で、全児童・生徒数に占める割合は5.2%となっています。

➤ こどもの貧困全般に関する課題

- こうした状況を踏まえ、全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに成長し、選択肢を狭められることなく自分自身の可能性を信じ、自らの将来に夢と希望がもてるよう、こどもや保護者に寄り添った相談体制の構築や良好な養育環境の確保、こどもたちの平等な学習機会の確保などの支援を実施していく必要があります。

※ 相対的貧困率

所得が集団の中央値の半分にあたる貧困線に届かない人の割合。国や地域における経済格差を測る代表的な指標のひとつで、相対的貧困率が高ければ、低所得層に人口が集中し経済格差が拡大していることを意味する。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
生活保護世帯の高校等進学率（％）	100.0 （R5年度）	100.0
生活に困ったときに相談できる場所を知っている保護者の割合（％）	54.7 （R6年度）	60.0
子どもの学習・生活支援事業の利用者数（人）	6 （R5年度）	6
過去1年間に公共料金の未払い経験があった保護者の割合（％）	7.5 （R6年度）	5.6
18歳未満のこどもがいる生活保護世帯の保護者のうち、転職または就職した人数（人）	3 （R5年度）	3

具体的な施策

施策（1）学びの機会の提供

こどもたちが家庭の経済状況により進路の選択肢を狭められることのない環境を整備し、自らの将来を切り拓くチャレンジを応援します。

■主な事業

- 子どもの学習・生活支援事業
- 就学援助制度
- 給付型奨学金制度
- 貸与型奨学金制度
- 等

施策（2）こどもの貧困に対する相談・サポート体制の充実

生活や家計、就職の問題など、経済的に困難な状況に置かれたこどもや子育て当事者がいつでも悩みを相談でき、必要な支援に円滑かつ確実につながるよう、支援に関わる全ての機関が連携し、こどもの貧困問題の背景にある複雑かつ多様な問題を適切に把握することができる体制を構築します。

■主な事業

- 生活困窮者自立相談支援事業
- 生活困窮者家計改善支援事業
- 大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業（重層的支援体制整備事業）
- 生活保護制度の適切な運用
- 等

施策（3）保護者の就労支援

こどもたちが抱く家庭の経済状況への不安を軽減し、安心して生活できるよう、保護者の安定的な就労を支援します。

■主な事業

- 生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）
- 生活困窮者就労準備支援事業 ○生活保護受給者等就労自立促進事業 等

施策（4）生活の安定に資するための経済的支援

こどもも保護者も経済的・精神的にゆとりをもって生活ができる基盤を支えるため、必要な給付事業などの支援を行います。

■主な事業

- 初回産科受診料支援事業 ○住居確保給付金支給事業
- 就学援助制度（再掲） ○生活保護制度の適切な運用（再掲） 等

④ 障がいに対する支援や医療的ケアが必要な子ども・若者への支援

取り巻く状況と課題

➤ 障がい児

- 障がい児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障がい児やその家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障がいの種別で分かれていた障がい児への給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等サービスや保育所等訪問支援が創設されました。
- 今や世界標準となっているノーマライゼーション※の理念を踏まえ、障がいのある人とない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育や保育に取り組むとともに、障がいなどを原因として発達に課題のある子どもを育てる保護者が、周囲から十分な理解を得られない状況もあることから、発達の課題や障がいに対する社会全体での理解を促進していくことが重要です。

➤ 医療的ケア児

- 医学の進歩によって多くの乳幼児の命が救われるようになり、家族の介助を受けている日常的に医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）は増加しています。その一方で、必要とされる支援やその提供体制が追いついていないのが現状であり、家族が離職し、医療的ケア児の生活介助に専念せざるを得ないケースが少なくありません。こうした背景から、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、それまで努力義務だった医療的ケア児とその家族への支援が、社会全体の責務とされました。
- 令和5年度に県が実施した「医療的ケア児に関する状況調査」によると、医療的ケア児の数は、全県で139人、本市では8人となっています。このような医療的ケア児は、ケアの内容が多岐にわたり、必要な支援も複雑・多様化していることから、その実態を適切に把握するとともに、きめ細かい支援体制の構築が求められます。

➤ 学校における支援

- 文部科学省の「学校基本調査」によると、令和5年度の特別支援学級は、市内の小中学校で42学級、中学校では24学級となっており、令和元年度と比較して小学校では減少し、中学校では増加しています。また、その特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、小学生で102人、中学生で50人となっており、どちらも令和元年度から増加していることから、サポートを必要とする児童・生徒とその家族のニーズに合わせ、適切な教育環境を整備する必要があります。

※ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念。

➤ 教育・保育施設における支援

- 教育・保育施設は、生活を基盤としたこどもとの関わりの場であり、保育を通じて、こども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を支援することが求められています。
- 医療的ケア児においても、適切かつ安全に医療的ケアを行うことはもちろんのこと、他のこどもと同様に、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育を提供し、集団生活を通して、相互に豊かな関わりをもてるようにすることが重要です。
- 本市においても、令和6年4月に「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、医療的ケア児の円滑な受け入れ及び安全な支援を提供することを目的として、受け入れにあたり必要な基本的な考え方や留意事項等をまとめています。

➤ 学校以外における支援

- 学校以外での支援として、障がい児通所支援事業の利用者は、特に児童発達支援と放課後等デイサービスにおいて増加が顕著で、令和元年度と令和5年度を比較すると、それぞれ21人から52人、98人から152人に増加しており、このような増加するニーズに適切に対応できる体制を整備する必要があります。

➤ 障がい児支援全般に関する課題

- 障がいをもつこども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会全体で障がいを受け入れ、保育所や学校、放課後児童クラブ等においてはそれぞれの障がいの特性に応じた受け入れ体制のさらなる充実を目指すとともに、学校卒業後の進路実現についてもサポートするなど、切れ目のない支援を行うことが求められます。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
保育所の医療的ケア児受入可能人数（人）	2 (R6年度)	2
就労移行支援事業などの利用を経て一般就労に移行した人数（人）	3 (R5年度)	11

具体的な施策

施策（１）障がいに対する理解の促進

普段、子どもたちと触れ合う保育士や学校職員などを対象に、障がいに対する理解の促進とサポート力の向上に向けた研修等の機会を設けるとともに、障がいをもつ子どもたちと地域との交流の機会を創出し、地域社会全体の障がいへの理解を促進します。

■主な事業

- 理解促進事業・啓発活動（普及啓発パンフレットの作成）
- 保育士・学校職員等への研修の実施 ○障がい理解（心のバリアフリー化）学習
- 特別支援学校との交流 等

施策（２）障がいをもつ子ども・若者に係る経済的負担の軽減

障がいをもつ子ども・若者とその家族に対して、障がいによって生じる経済的負担の軽減を図るため、各種費用の助成や手当の支給を行います。

■主な事業

- 補装具・日常生活用具（補聴器、電子白杖等）の購入費助成
- 各種手当の支給（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等）
- 税金の控除・減免、公共料金の割引 ○医療費の助成
- 生活援助各種助成（タクシー・バス利用券の交付等） 等

施策（３）障がいをもつ子ども・若者に係る日常的負担の軽減

障がいをもつ子ども・若者の日常生活や社会におけるコミュニケーションが円滑に行われ、本人はもちろん、その家族も安心した生活が送れるよう支援します。

■主な事業

- 障がい者等地域生活支援事業（訪問入浴サービス、日中一時支援（日中短期））
- 意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣
- 声の広報・点字広報の作成、配布 等

施策（４）生きがいのある生活の実現に向けた支援

障がいをもちながらでも、就労などの社会参加に意欲のある方に対して、その能力と適性に応じた選択をサポートし、生きがいを感じてもらえるよう支援します。

■主な事業

- 企業を対象とした障がい者雇用に関する周知・啓発
- 就労選択支援
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援
- スポーツ大会・教室の開催
- 地域交流展示会の開催
- 等

施策（５）障がい児や医療的ケア児の受け入れ体制の整備

障がい児や医療的ケア児が地域の保育所や学校などへ安心して通うことができるよう、障がいなどに配慮した施設やガイドラインの整備、各支援員の配置を進めます。

■主な事業

- 学校施設の整備（スロープやトイレの改造等）
- 「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」の運用
- 要支援児童保育対策事業
- 学校生活支援員等の配置
- 特別支援教育アドバイザーの配置
- 放課後児童クラブでの受け入れ
- 放課後等デイサービス事業
- 等

施策（６）切れ目のない支援体制の整備

保健、医療、福祉、教育といった機関が連携し、障がい児や医療的ケア児とその家族に、切れ目のない一貫した支援を提供します。

■主な事業

- 基幹相談支援センター※を中心とした相談支援
- 教育・保育アドバイザー等による支援
- 特別支援教育アドバイザーの配置（再掲）
- 就学指導
- 等

※ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として障害者相談支援事業や成年後見制度利用支援事業等を行う。

目標 Ⅱ

誰もが安心して 子どもを産み育てることができる環境をつくります 【こどもの誕生前から幼児期における支援】

こどもの誕生前から乳幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期です。

こどもの誕生を迎えるにあたり、健やかな妊娠・出産のサポートとして、妊娠届出時の情報提供や妊婦健康診査をはじめ、メンタルヘルスに係る支援など、母親はもちろん、その家族の安心にもつながるような支援をすることが重要です。

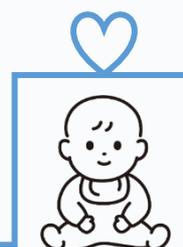
こどもが誕生すると、乳幼児期は多くの時間を家庭や地域の中で過ごしますが、家庭状況や保育所・認定子ども園への就園状況が異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支え、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに社会全体で取り組む必要があります。

また、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるように支援します。

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R11)
出生数 (人)	256 (R6 年)	256
産後、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができたと思う保護者の割合 (%)	37.2 (R6 年度)	40.0



① 妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期における切れ目のない保健・医療の提供

取り巻く状況と課題

▶ プレコンセプションケア・不妊

- 晩婚化の影響などにより、不妊に悩む方が増加していることに加え、高齢での出産に起因するリスクのある妊娠が増加しています。こうしたことから、妊娠可能な年齢になった頃からの健康状態の把握やリスクに対する早めのケアが注目されはじめ、国においても取組が進められています。
- 妊娠前の早い時期から健康に関する正しい知識を得て、自分たちの生活や健康に向き合うことは、将来の健やかな妊娠・出産につながることはもちろん、自身のライフプランの実現につながります。男女を問わず、妊娠などに関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケア※を推進するとともに、不妊や妊娠などへの適切な相談支援なども推進する必要があります。

▶ 妊娠・出産・子育てにおける多様化するニーズへの対応

- 近年、晩婚化・晩産化及び核家族化が進むなど、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、地域コミュニティの希薄化も顕著となる中、地域社会などにおけるこどもの育ちを巡る環境や、家庭における子育て環境、家族の支援の在り方などにも大きな変化が生じています。
- こうした社会環境の変化が一因となり、本市のアンケート調査でも子育てに心配や不安を感じる保護者の割合が7割を超え、妊娠・出産・子育てに対する支援ニーズも多様化、複雑化してきています。これらのニーズに対応しながら、こどもを産み育てることへの不安を和らげるとともに、負担感や孤独感を軽減しつつ、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたり、家庭の状況に応じた切れ目のないきめ細やかな支援が求められています。

▶ 母子の健康サポートと豊かな心の育成

- 本市ではこれまでも、こどもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てていけるよう、妊産婦に対する様々な支援や相談の場の提供などを行ってきました。本市のアンケート調査によると、産後退院してから4か月児健康診査までの間、指導・ケアを十分受けることができたと思う保護者は37.2%にとどまっており、今後は情報提供に努めながら、より多様なニーズに合わせた支援が必要です。保健、医療、福祉、教育の各分野が連携を深めながら、妊娠・出産、新生児期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導や相談等の母子保健事業について、一層の充実を図る必要があります。
- また、こどもの豊かな心を育むうえで、想像力などを養う読書活動の推進は不可欠であり、こどもが乳幼児期から本に親しみ、読書習慣を身につけられるよう本に接する機会を創出することも大切です。

※ プレコンセプションケア
女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
子宮頸がん検診受診率（％）	10.2 （R5 年度）	50.0
産後ケア事業利用者数（人）	3 （R5 年度）	60
不妊治療助成件数（件）	90 （R5 年度）	70 ^{※1}
5 歳児相談会参加率（％）	80.6 （R5 年度）	100.0 ^{※2}

※1 目標値が現状値よりも低くなっているが、これは人口動態やプレコンセプションケアの推進など、数値に影響を与える要因を考慮し算出したものである。

※2 5 歳児相談会については、計画期間中に5 歳児健診に移行する予定であり、目標値は5 歳児健診の参加率として設定したものである。

具体的な施策

施策（1）プレコンセプションケアの推進

若い男女が将来のライフプランを考えながら、妊娠・出産に備え、自分たちの生活や健康に向き合い、検診や予防接種などの主体的な行動を促すプレコンセプションケアを推進します。

■主な事業

- 風しん予防接種 ○子宮頸がん検診 ○乳がん検診 ○婦人科超音波検診
- 「あきたでプレコン」の普及啓発
- こども家庭センターによる相談支援（再掲） 等

施策（2）不妊治療への支援

高額な医療費が生じる不妊治療に係る費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、安心して治療に専念できるよう支援するとともに、不妊に関する相談が気軽にでき、必要に応じた適切な情報提供ができる体制を整備します。

■主な事業

- 一般不妊治療費助成（人工授精前治療・人工授精治療）
- 不育症治療費助成 ○特定不妊診療費助成
- こども家庭センターによる相談支援（再掲） 等

施策（３）情報提供・相談事業の充実

妊娠から出産に至るまでの情報提供を強化するとともに、保健指導や相談などの母子保健事業について一層の充実を図り、不安や負担感、孤独感の軽減に取り組みます。

■主な事業

- 「子育て応援ハンドブック」の作成
- 母子手帳アプリ「すくすくはなび」の運用 ○出生前小児保健指導事業
- 妊婦栄養教室 ○パパママ教室 ○離乳食教室
- こども家庭センターによる相談支援（再掲）
- （仮称）ライフデザイン教育【新規】 等

施策（４）産前・産後支援の充実と体制強化

産後ケア事業の提供体制の整備や養育者のメンタルヘルスに係る取組など、産前・産後の支援の充実と体制強化を進めます。

■主な事業

- 妊娠届出・妊婦健康診査事業 ○産後ケア事業 ○産後サポート事業
- 出生前小児保健指導事業（再掲） 等

施策（５）乳幼児の健やかな発育・発達の促進

乳幼児期におけるこどもの健やかな発育・発達を支えるため、定期・任意予防接種や乳幼児健康診査といった保健・医療からのアプローチのほか、豊かな心を育むための食育や本に触れるきっかけづくりなどを推進します。

■主な事業

- こんにちは赤ちゃん訪問事業 ○乳幼児健康診査 ○定期予防接種
- 任意予防接種費助成 ○フッ化物洗口事業 ○食育推進事業（再掲）
- 子ども読書活動推進事業（ブックスタート） 等

② 幼児期までの成長の支援と遊びの充実

取り巻く状況と課題

➤ 教育・保育

- 女性の社会進出や晩婚化、共働き世帯の増加に伴い、0歳児を含む乳幼児保育のニーズが高まっています。保護者からはそれぞれの仕事やライフスタイルに合わせ、仕事や余暇の時間を確保するため、様々な教育・保育ニーズがあり、保育施設側も様々な体制でサポートしています。
- 幼児保育には、こども・保護者双方にとってメリットがあり、施設のルール・規範・生活リズムの中で生活することにより、心身の健やかな成長につながるとともに、ふれあいを通じておとなとの健やかな愛着関係を築いたり、様々な活動を通して運動能力や感受性を育んだり、人生の礎を築くことができると言えます。
- 全てのこどもが格差なく、こうした基礎的な学びから、質の高い学びを得られるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小が中心となって切れ目のない円滑な小学校教育への接続を図る必要があります。

➤ 地域子育て支援

- 核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などを背景とし、子育てに対する負担感や孤独感を感じる保護者が増加していることが問題となっています。場合によっては、子育て支援が必要な世帯であるにもかかわらず、活用できる情報や支援が届いていないケースもあります。
- 特に社会とのつながりが希薄になる傾向があるとされる3歳未満児の保護者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点など、地域の身近な場を通じた支援の充実を図るとともに、いずれにも通っていないこどもの状況を適切に把握し、必要に応じて参加を促しながら、子育て支援サービス等の利用につなげていく必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
保護者が希望した教育・保育施設に通っているこどもの割合（％）	98.9 (R6年度)	99.3
一時預かり事業利用件数（件）	1,012 (R5年度)	1,100
架け橋期のカリキュラム※作成率（％）	—	100.0

※ 架け橋期のカリキュラム

架け橋期とは、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための重要な時期として、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間を指し、架け橋期のカリキュラムとは、0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ架け橋期を見通しながら、教育課程編成・指導計画作成の前提として作成される計画のこと。

具体的な施策

施策（１）就学前教育・保育事業の充実

安全・安心な環境のもと、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えるため、ニーズを把握しながら、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い教育・保育の提供を目指します。なお、教育・保育等の具体的な利用ニーズの見込み量と、提供体制の確保の方策については第5章に掲載します。

■主な事業

- 教育・保育事業（認定こども園、保育所等） 等

施策（２）多様な保育ニーズに対応した事業の充実

仕事と家庭の両立を図ることができるよう、保護者の就労形態や就労時間に応じ、一時預かりや延長保育などの事業により子育てをサポートします。なお、各事業の具体的な利用ニーズの見込み量と、提供体制の確保の方策については第5章に掲載します。

■主な事業

- 一時預かり事業 ○一時保育事業 ○延長保育事業
- 病児・病後児保育事業 ○子育て短期支援事業 ○在宅保育すこやか応援事業
- 地域子育て支援拠点事業 ○広域入所委託事業 等

施策（３）幼児教育と小学校教育の円滑な接続の支援

保育所・認定こども園と小学校の職員による相互参観や協議の場での意見交換を通じた相互理解を深める活動の支援、架け橋期のカリキュラム作成の促進に関する取組など、幼児期から小学校への円滑な接続を目指した幼保小の架け橋プログラム[※]を推進します。また、障がいや病気をもつこどもが適切な環境で教育を受けられるように支援します。

■主な事業

- 幼児教育推進事業 ○就学指導（再掲） 等

※ 幼保小の架け橋プログラム

文部科学省が推進しているプログラムで、就学前（5歳）から小学1年生のこどもたちを対象とした、幼稚園・保育所・認定こども園（幼保）から小学校へのスムーズな移行を支援する取組。こどもに関わるおとなが立場の違いを越えて連携・協働し、架け橋期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、すべてのこどもが学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指す。

施策（４）就学前教育・保育運営事業者への支援

安定的な保育環境を維持しながら、こどもたちと保護者に適切なサービスを提供できるよう、各事業を運営する事業者を支援します。

■主な事業

- 経営安定支援事業 ○通園バス運行事業 ○施設用地整備事業
- 施設整備事業 ○保育就労奨励金支給 ○臨時保育士処遇改善推進事業
- 保育士支援奨学金返還助成事業 ○保育補助者雇用強化事業
- 保育体制強化事業 ○保育所等施設型給付費 ○特定地域型保育給付費
- 要支援児童保育対策事業（再掲） ○図書の団体貸出 等

目標 Ⅲ

こどもの健やかな成長と 郷土を愛する豊かな心の育ちを支援します

【こどもの学童期・思春期における支援】

学童期は、身体的に大きく成長し、精神的にも自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識が形成されるとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けるなど、自己肯定感や道徳性、社会性などが育まれる時期です。

学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で直面する課題に全力で取り組み、失敗も経験しつつ、成功体験を重ねながら、自己肯定感を高めていくことができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。

一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。

思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に進路の選択が制約されないよう支援します。

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R11)
大仙市が好きな児童・生徒の割合 (%)	93.2 (R6 年度)	95.0
こども・若者の心身の健康についての情報提供やこころのケアが十分だと思う保護者の割合 (%)	58.0 (R6 年度)	60.0



① こどもの学び・育ちの支援

取り巻く状況と課題

➤ 学校教育

- こどもたちが成長し社会に出ていくまでの過程において長い年月を過ごす学校は、教育の場として大変重要です。それと同時に、学校は単に学ぶだけの場ではなく、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つであり、こどもにとって最善な利益の実現を図る観点から、学校生活を充実したものとし、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる必要があります。

➤ 学校教育以外の活動

- 学校活動以外にも、地域社会の中でのおとなや様々な年代との交流を通じた多様な体験活動も、こどもたちにとって大きな意義をもっています。新しいことにチャレンジしようとする意欲や興味・関心、社会課題などに立ち向かおうとする意識や課題解決能力、自然に親しみ、大切にしようとする心など、多くの学びを得ることができるため、こうした体験ができる機会や環境を提供していく必要があります。
- 本市では、市内の小学3年生から中学3年生を対象に地域行事への参加や企業・施設等での見学・体験など、地域と関わる活動を通じてふるさとを愛する心を育て、地域の将来を担う人材の育成を目指す「大仙ふるさと博士育成」事業を展開しています。これまでの認定者数は令和7年1月現在、名誉博士が316人、上級が1,553人、中級が4,453人、初級が6,845人に上っています。
- また、働く保護者が放課後も安心して預けることができ、こどもたちへ学習や体験の機会を提供する場として、放課後子ども教室などが市内各地域で特色をもって実施されています。現状では合併前の旧市町村単位での活動となっており、合併後の統一的なシビックプライド醸成のためにも、今後は地域横断的な取組にしていく必要があります。
- 本市のアンケート調査によると、大仙市が「すごく好き」あるいは「少し好き」と回答した児童・生徒の割合は9割を超えており、こうしたふるさと教育も一助となったものと考えられます。一方で、こどもの遊びや体験活動の機会が「あまりないと思う」あるいは「まったくないと思う」と回答した保護者の割合は51.8%と高く、保護者の実感には至っていないため、今後はさらなる周知を図る必要があります。

➤ 多文化共生社会

- 近年、日本で暮らす外国人が増え、接する機会も多くなっています。グローバル化の進展に伴い、多様性を尊重し、誰一人取り残されない持続可能な社会を実現するためにも、多文化共生が求められています。

- 地域社会の一員としてともに生きていくためには、互いの文化的違いを認め尊重し合い、対等な関係を築くことが重要です。本市ではグローバルな視野で主体的に学びを深める資質・能力を育成するため、児童・生徒が海外出身者の方々と英語などの外国語を使ったコミュニケーション、情報交換などの交流活動を行った場合に、その活動内容に応じてポイントを付与する「グローバルジュニア・マイスター育成事業」を実施しています。これまでの認定者数は令和7年1月現在、マイスター79人、ゴールド171人、シルバー383人、ブロンズ1,055人となっています。
- こうした取組のさらなる推進により、グローバルな視野と国際協調の精神を醸成し、多文化共生社会への理解を促進する必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
放課後子ども教室の延べ参加人数（人）	2,300 (R6年度)	2,300
大仙ふるさと博士認定者数（人）	1,442 (R5年度)	1,300 [※]
グローバルジュニア・マイスター新規認定者数（人）	150 (R5年度)	140 [※]
放課後児童クラブの登録者数（人）	1,294 (R6年度)	1,182 [※]

※ 目標値が現状値よりも低くなっているが、これは人口動態など、数値に影響を与える要因を考慮し算出したものである。

具体的な施策

施策（1）学校教育の充実

学習指導要領に示された内容の確実な定着を図るとともに、社会的な自立に必要な能力を育てるためのキャリア教育を推進し、総合的な学力の向上を目指します。

■主な事業

- 学校生活支援事業
- 小・中連携ネットワークを生かした授業改善
- キャリア教育推進「総合的な学力育成」事業
- 部活動指導員の配置
- コロンブスの卵 アキタ・デ・サイエンス事業
- コミュニティ・スクール
- TT（ティームティーチング）・少人数学習・小学校における教科担任制の導入
- 学校図書館整備の推進
- 課題解決研修の実施
- 児童生徒理解研修の実施 等

施策（２）学びと社会の連携促進

学校の教育活動だけでは得られない体験を通じて、こどもたちが新しいことにチャレンジしようとする意欲や興味・関心、社会課題などに立ち向かおうとする意識や課題解決能力を育みます。

■主な事業

- 大仙市中学生議会（再掲） ○大仙っ子読書の日
- 子ども読書活動推進事業（子ども読書通帳事業） ○放課後子ども教室（再掲）
- 「大仙ふるさと博士育成」事業 ○グローバルジュニア・マイスター育成事業
- 国際教養大学との交流活動 ○こころのプロジェクト「夢の教室」
- だいせん防災教育「生き抜く力育成」事業 等

施策（３）地域のスポーツ・生涯学習・郷土学習の推進

こどもたちが自分の生まれ育ったふるさとに誇りと愛着をもちながら健やかに成長することができるよう、楽しみながらふるさとについて学ぶ機会や地域の特色あるスポーツへの参加の機会を提供します。

■主な事業

- 学校・家庭・地域連携総合推進事業 ○「大仙ふるさと博士育成」事業（再掲）
- ふるさとの偉人再発見事業 ○体験的学習時間支援事業
- 小・中学生ウィンタースポーツ推進事業 ○放課後子ども教室（再掲）
- 大仙市ふるさと探訪楽園ツアー（「大仙ふるさと博士育成」事業との連携）（再掲）
- 大仙スポーツ少年団大会派遣への支援 ○部活動地域移行事業 等

施策（４）放課後児童の安全・安心な居場所づくり

こどもたちが、安全で安心な環境のもと、放課後に様々な活動に取り組めるような居場所づくりを進めます。

■主な事業

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）
- 児童館の運営 ○図書の団体貸出（再掲） 等

② 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

取り巻く状況と課題

➤ 健康に関する知識

- 女性は妊娠や出産など、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、こうした問題の重要性について、男性を含め、広く社会全体で認識することが重要です。
- こどもたちがこうした問題を正しく理解し、心身ともに健康で、夢や希望を抱きながら自身のライフスタイルを選択できるよう、情報提供と相談・ケアの体制構築が必要です。

➤ 不登校・ひきこもり

- 社会環境の変化などに伴い、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化する中、不登校やひきこもり、ニートなど、社会生活を営む上で困難を抱えるこども・若者が増加していることを受け、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、こうしたこどもや若者を支援するためのネットワークづくりが推進されてきました。
- 本市では、同法に基づき、平成25年に大仙市子ども・若者総合相談センター「びおら」、平成29年に同じく「ふらっと」を設置し、NPO法人に運営を委託して学校や社会への復帰をサポートしています。
- 令和5年度の利用者数は、支援対象者が「びおら」で延べ926人、「ふらっと」で延べ1,988人、保護者や関係者が両施設で合わせて延べ2,674人となっており、多くの支援ニーズがあることがうかがえます。
- 今後は潜在的なニーズの掘り起こしを行い、支援を必要とする方々の受け皿を着実に確保するとともに、利用者と社会とのつながりを創出し、円滑な社会復帰を促進する必要があります。

➤ こどもの非行

- こどもの非行の状況については、特殊詐欺や大麻の乱用などへの関与が増加しており、低年齢化の傾向もみられます。スマートフォンの普及などにより、犯罪や非行のきっかけとなる有害情報へのアクセスが容易となったことなどが原因と考えられています。
- 薬物乱用防止教室については、国の「第六次薬物乱用防止五か年戦略（令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定）」において、学校保健計画に位置づけられ、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めるとされています。本市では、令和5年度に薬物乱用防止教室を中学校全10校で開催したほか、小学校20校のうち16校においても開催しています。
- こどもたちをおとなが地域ぐるみで見守り、非行を防ぐとともに、こどもが正しい知識を身に付け、犯罪や非行から自らを守るための学びの場のさらなる充実や、こどもたちが安心して相談できる体制の構築を図る必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
薬物乱用防止教室の開催回数（回）	21 （R5年度）	20 ^{※1}

※1 厚生労働省「第六次薬物乱用防止五か年戦略」において、すべての中学校が年1回の開催、地域の実情に応じて小学校も開催に努めることが定められていることから、毎年、市内の全10校の中学校と、小学校については全20校中、半数の10校での実施を目標とする。

具体的な施策

施策（1）心身の健康に関する情報提供とケアの充実

こどもたちの心身の健康的な発達と自身のライフスタイルの選択に必要な情報を適切に提供しながら、悩みなどを抱えたときなどに、そのケアを迅速かつ丁寧に行える体制を構築します。

■主な事業

- プレコンセプションケア、リプロダクティブヘルス／ライツ^{※2}の普及啓発
- （仮称）こどもの相談窓口に関する普及啓発・情報発信事業【新規】
- 子ども・若者育成支援事業（再掲）
- スクールカウンセラーやフレッシュカウンセラー（臨床心理士等）、心の教室相談員（スマイルサポーター）の配置（再掲）
- 教育支援センター「フレッシュ広場」の運営（再掲）
- いじめ・不登校等に関する実態調査の実施 等

施策（2）非行防止と自立支援

おとながこどもたちを見守り非行を防ぐとともに、こどもたちが非行について学び、自らを守るような支援を行います。

■主な事業

- 青色回転灯装着車による子ども安全・安心パトロール
- 大仙警察署や防犯協会との連携による啓発活動
- 再犯防止計画の推進
- 保護司会との連携
- 青少年育成大仙市民会議
- 薬物乱用防止教室
- 情報モラルいじめ対策事業（再掲） 等

※2 リプロダクティブヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性のライフサイクルを通して、性と生殖に関する健康・生命の安全を権利として捉える概念。

目標 IV

若者の夢と希望を応援します

【こどもの青年期における支援】

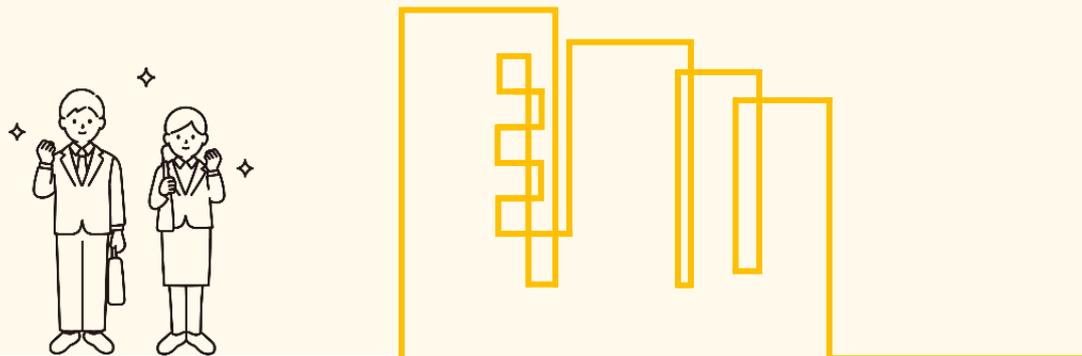
青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、大学などへの進学や就職に伴う環境の変化に適応する能力を養い、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。

また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

青年期にある若者が自己肯定感をもち、社会の一員として主体的に社会参画し、自立した生活ができるよう、若者が抱える多様な悩みや困難を社会全体が受け止め、必要な支援を提供するとともに、若者が自らの適性等を理解したうえで、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような環境づくりや社会全体の理解促進を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R11)
婚姻件数 (件)	180 (R4 年)	200
大仙市は若者が活躍できるまちだと思 う保護者の割合 (%)	21.7 (R6 年度)	25.0
大仙市は働きやすいまちだと思 う保護者の割合 (%)	35.8 (R6 年度)	40.0



① 就労支援、雇用の安定のための取組

取り巻く状況と課題

➤ 就労への意識

- こども家庭庁では、日本と諸外国のこども・若者の意識を比較することにより、その意識の特徴などを把握し、こども・若者に関する施策の参考とするため、毎年、「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」を実施しています。その中で、「働くことに関する現在または将来の不安」について、「不安」と回答した人の割合が最も高かった項目は「十分な収入が得られるか」で72.6%、次いで「きちんと仕事ができるのか」で70.8%となっています。
- このような結果から、若い世代が自らの資格や経験・スキルなどを生かし、将来に夢と希望をもちながら就労するには、十分な賃金と働きやすい環境を提供する良質な雇用の創出と就職、事業の起業・経営等をサポートする体制が必要です。

➤ 若者無業者

- 労働力調査によると、全国の15～39歳の若者無業者数は令和5年平均で59万人と、前年と比較して2万人の増加となっています。
- そのような若者に対する支援の第一歩として、その若者が就職につまずいた理由や背景を正確に把握・分析し、本人とその家族に合った支援計画により適切な支援につなぐことが大切です。

➤ 就職に困難を抱える若者

- 障がいや長期のひきこもりなど様々な理由で就職に困難を抱える若者が増えており、本市では、こうした若者とその家族を支援する体制として、平成25年度から子ども・若者育成支援事業、平成28年度から生活困窮者就労準備支援事業、令和5年度からは重層的支援体制整備事業を実施しています。
- 本市のアンケート調査によると、大仙市が「すごく好き」または「少し好き」と答えた児童・生徒は93.2%となっていますが、おとなになっても大仙市に住み続けたいと思う児童・生徒の割合は73.9%となっており、就職などに不安があることもこの結果の要因の一つと考えられます。
- 今後も若者とその家族の悩みに寄り添い、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援体制を提供していく必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
一般者向け就職説明会・企業説明会参加者数（人）	19 （R5年度）	20
だいせん Labo への相談者数	50 （R5年度）	108
若者（15～39歳）の無業者の割合（%）	1.7 （R2年）	1.5

具体的な施策

施策（1）就職・起業支援

若い世代が自らの資格や経験・スキルなどを存分に発揮でき、将来にわたって夢と希望をもちながら安心して働き続けられる環境を整備します。

■主な事業

- 地元経済団体・業界団体への採用要請活動
- 資格取得応援事業
- 一般者向け就職説明会・企業説明会
- 大仙市入社準備助成金
- 創業支援事業
- 大仙市雇用助成金
- 工業等振興雇用奨励金
- 人材獲得応援事業
- だいせん Labo の運営
- 若者チャレンジ応援補助金
- 新規就農者研修施設の運営
- 企業経営者・起業家交流会
- 等

施策（2）若者の活動・社会参画の機会の充実

若者が本市を舞台に地域課題の解決を目指しながら、主体的に進んでチャレンジしようとする気持ちを応援します。

■主な事業

- だいせん Labo の運営（再掲）
- 若者チャレンジ応援補助金（再掲）
- 女性活躍のためのコミュニティ形成促進事業
- 秋田大学地域連携ゼミ生との協働
- 大学生等フィールドワークサポート事業
- 高校生ワークショップの開催【新規】（再掲）
- 若者意見入力フォームの設置【新規】（再掲）
- 等

施策（3）若者無業者（ニート等）の職業的自立支援

ひきこもりや障がいなどで就職に困難を抱える悩みに寄り添い、若者とその家族に合った支援を一緒に考え、切れ目なくサポートします。

■主な事業

- 大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業(重層的支援体制整備事業)
(再掲)
- 子ども・若者育成支援事業（再掲） ○生活困窮者就労準備支援事業（再掲）
- 就労継続支援（A型・B型）（再掲） 等

② 出会い・結婚への支援

取り巻く状況と課題

➤ 出会い・結婚

- ライフスタイルや結婚観、価値観の変化、仕事と家庭の選択などが一因となり、少子化の大きな要因とされる未婚化・晩婚化が進行しています。一方で、令和6年度に県が実施したアンケート調査によると、回答のあった独身男女のうち60.7%が結婚を希望しており、多くの若者が結婚を希望している状況がうかがえます。結婚や出産は個人の生き方や価値観にかかわるものであり、個人の自由な選択に委ねられるものですが、結婚、出産を望んでいる方が、その希望を叶えられていない現状もあります。
- 前述のアンケート調査では、現在結婚していない、あるいは結婚を考えていない若者のうち、その理由について「自由や気楽さを失いたくないから」及び「結婚の必要性を感じないから」と答えた若者の割合は合計で40.0%となっています。結婚・子育てに希望がもてるよう、年少期から家庭を築くことへの憧れを育む教育や啓発などを進めるとともに、各年代でライフプランを学び考える機会を充実させながら、これまで以上に家庭や職場、地域全体で結婚・子育てを応援する気運を醸成していくことが重要です。
- また、市内在住の女性が市内の婚活イベントに参加しにくいなどの課題もあります。異性とのコミュニケーション経験が少ないことなどから自らを上手くアピールできず、婚活イベントに何度参加してもなかなか交際に至らない場合もあり、コミュニケーション力の向上など自分自身のスキルアップを促す取組も必要です。
- コロナ禍やデジタル化の進展に伴い、マッチングアプリに代表されるオンラインでの婚活サービスを通じて結婚した人の割合は年々増え続けており、今後、こうした出会いのニーズは益々高まっていくことが見込まれ、出会いの場の変化に合わせた支援の充実が必要となっています。
- 結婚を考えている方の希望が叶うよう、人生のパートナーを見つけるサポートを進めるとともに、結婚を前向きに捉え、能動的に行動する人が増えるよう、結婚観の醸成と、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を充実させていく必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値（R6）	目標値（R11）
あきた結婚支援センター登録助成件数（件）	16 （R5年度）	27
出会い・結婚に関するセミナー開催回数（回／年度）	1 （R6年度）	3
将来こどもがほしい、またはもう一人ほしいと思う若者の割合（％）	69.2 （R6年度）	71.0

具体的な施策

施策（1）出会いの機会の創出

民間の発想を活かした多様な出会いの場を創出するため、出会い・結婚応援イベントの開催に対する助成を行うとともに、結婚を希望する男女に対して、出会いの場となるあきた結婚支援センターの入会登録料に対する助成を行い、出会いの機会の創出に取り組みます。

■主な事業

- 出会い・結婚応援イベント助成金
- 民間との連携によるイベントの開催
- あきた結婚支援センター入会登録料助成金 等

施策（2）出会いの場の変化に合わせた支援

マッチングアプリやAIなど、時代とともに婚活に用いられるツールが変化する中で、その利用ニーズを適切に捉え、それらの安全・安心な利用のための啓発に取り組みます。

■主な事業

- マッチングアプリの安全・安心な利用に関する普及・啓発セミナー 等

施策（３）結婚観・家族観の醸成

結婚・子育てを前向きに捉えられるよう、早い時期から家庭を築くことへの憧れを育む教育や啓発を進めます。

■主な事業

- （仮称）結婚・子育てポジティブキャンペーン【新規】
- （仮称）ライフデザイン教育【新規】（再掲）
- （仮称）乳幼児との触れ合い体験事業【新規】 等

施策（４）結婚に伴う新生活への支援

結婚に伴う新生活に係る各種補助金の支給により、経済的負担の軽減に取り組みます。

■主な事業

- 結婚新生活支援事業（住宅取得費用、引越費用等の補助） 等

目標 V

安心感と自己肯定感をもてる、
ゆとりある子育てをサポートします

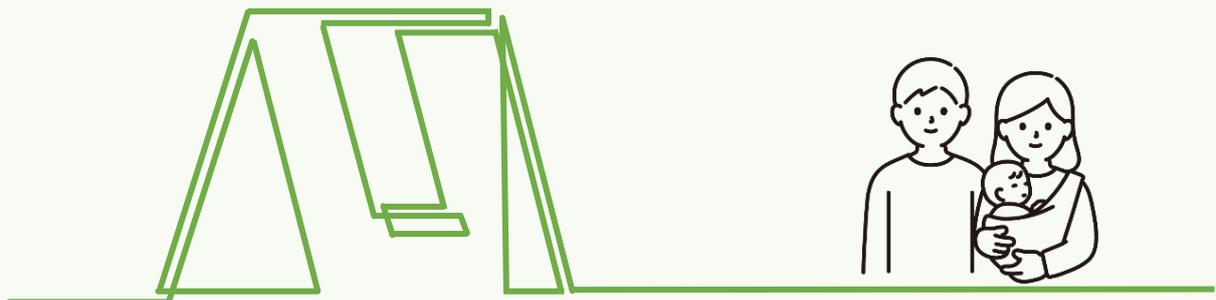
【子育て当事者に対する支援】

共働き世帯の増加や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした中で、祖父母や近隣の方から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になってきています。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱えることなく、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、子どもに向き合えるような環境が、子ども・若者の健やかな成長のために重要であり、社会全体で支援を行う必要があります。

成果指標

指標名	現状値	目標値 (R11)
子どもの成長に喜びを感じることができている保護者の割合 (%)	98.0 (R6 年度)	100.0
子どもを持つことができてよかったと思う保護者の割合 (%)	98.6 (R6 年度)	100.0
大仙市に住み続けたい、大仙市で子育てを続けたいと思う保護者の割合 (%)	75.0 (R6 年度)	80.0



① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

取り巻く状況と課題

➤ 子育てや教育に関する経済的負担

- 子育てや教育に関する経済的負担は、こどもの性別やライフステージによらず高い割合の保護者が感じています。こども一人を大学卒業まで育て上げるのには多額の費用がかかり、経済的負担が大きいのが現状です。
- 社人研の第16回出生動向基本調査によると、妻の年齢が35歳未満の夫婦においては、理想のこども数を持たない理由として経済的理由を挙げる夫婦が多い傾向にあります。本市のアンケート調査においても44.3%の保護者がそのように回答しており、理想のこども数を持たない理由の大多数を占め、国と同様の傾向となっています。
- 一般的に、こどもの乳幼児期に要する支出のうち、養育費や医療費は収入に占める割合が高く、国や市の支援によって負担の軽減が図られつつあるものの、そこにこどもの成長過程に応じた高等学校や大学への入学などの教育費の負担が加わるという状況があり、子育てを社会的に支援する観点から、こうした子育て家庭への経済的支援が求められています。
- また、子育てに伴う直接的なコストに加えて、育児休業期間中の収入の減少や子育てのために退職したことに伴う収入の途絶なども出産をためらわせる一因になっていると考えられます。
- 子育てをする家庭における生活の安定とこどもの健やかな成長を支援するため、こどもや家庭の状況に応じて、各種手当の支給や助成などを行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的負担の軽減を図る必要があります。こどもの権利の保障の観点からも、経済的理由で教育を受ける機会が失われることのないよう就学の段階に応じた適切な支援が必要です。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値 (R11)
理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる保護者の割合 (%)	44.3 (R6 年度)	42.0

具体的な施策

施策（１）子育て全般に関する経済的負担の軽減

子育て家庭の生活の安定を図り、次代を担うこどもの健やかな成長を促すために、児童手当の支給をはじめ、こどもに係る医療費無償化などの支援により、経済的な不安を解消し、安心感とゆとりをもって子育てができる環境をつくります。

■主な事業

- 児童手当制度 ○子育てファミリー支援事業（再掲）
- 子育て世帯応援融資利子補給制度 ○福祉医療制度（マル福） 等

施策（２）未就学児に関する経済的負担の軽減

未就学児がいる保護者の年齢は比較的若く、収入に占める養育費の割合が高い傾向にあるため、その負担が軽減されるよう手当の支給や保育料無償化などの支援を行います。

■主な事業

- すこやか子育て支援事業（保育料・副食費無償化）
- 子育てのための施設等利用給付費 ○在宅保育すこやか応援事業（再掲）
- 出産・子育て応援事業（出産・子育て応援ギフトの給付）
- 出産祝金 ○未熟児養育医療の給付 等

施策（３）義務教育に関する経済的負担の軽減

就学によるさらなる負担の増加を軽減し、こどもたちが健やかに成長できるよう支援します。

■主な事業

- 学校給食費の負担軽減 ○就学援助制度（再掲） 等

施策（４）高等教育に関する経済的負担の軽減

経済的理由で教育を受ける機会が失われることのないよう、高等教育費の負担軽減を目的とした各種奨学金制度による支援を行います。

■主な事業

○給付型奨学金制度（再掲） ○貸与型奨学金制度（再掲） 等

② ひとり親家庭への支援

取り巻く状況と課題

➤ ひとり親家庭の状況

- ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を保護者一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。一般的に就業率は高いものの収入が低い傾向にあり、こどもに様々な経験を諦めさせたり、希望を叶えられなかったりといった不安や葛藤を感じてしまう保護者もいます。時間的にも経済的にも、また精神的にも余裕がなく、孤立してしまうケースが多い傾向にあります。
- 令和2年国勢調査によると、本市の18歳未満のこどもがいるひとり親世帯は304世帯あり、内訳は、母子世帯が273世帯、父子世帯が31世帯と母子世帯の方が多くなっています。
- 本市のアンケート調査によると、過去1年間に公共料金（電気・ガス代など）を支払うことができなかった経験のある保護者の割合は、ひとり親世帯以外で6.2%であるのに対し、ひとり親世帯では13.0%とその割合は倍以上になっています。
- また、こどもの世話や看病について頼れる人（家族・親族等を含む）が、「あまりいない」あるいは「まったくいない」と回答した保護者の割合は、ひとり親世帯以外では27.2%であるのに対し、ひとり親世帯では34.3%となっており、ひとり親世帯の保護者の割合の方が高くなっています。子育て当事者同士の交流の場があると感じる保護者の割合は、ひとり親世帯以外で42.5%であるのに対し、ひとり親世帯では32.1%とその割合は低くなっています。
- さらに、大仙市に住み続けて、大仙市で子育てを続けたいかという設問に対し、「あまり思わない」あるいは「まったく思わない」と回答した保護者の割合は、ひとり親世帯以外で22.5%である一方で、ひとり親世帯では34.4%とその割合が高くなっています。

➤ ひとり親家庭への支援

- こうした結果などを踏まえ、ひとり親世帯にとって必要な支援につながるようサポートするとともに、子育て当事者同士の交流を促進しながら、社会的に孤立することがないよう支援し、どのような状況にある家庭にとっても子育てにやさしい地域づくりを進める必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
ひとり親家庭等相談件数（件）	209 （R5年度）	170
子育てに心配や不安を感じるひとり親世帯の保護者の割合（％）	74.0 （R6年度）	70.0
子育て当事者同士の交流の場があると感じるひとり親世帯の保護者の割合（％）	32.1 （R6年度）	35.0

具体的な施策

施策（１）経済的負担の軽減と雇用の安定に向けた支援

家計や就労状況に不安や困難を抱えているひとり親世帯が、安心できる養育環境を得られるよう支援します。

■主な事業

- 児童扶養手当制度 ○母子父子寡婦福祉資金貸付金
- 母子家庭等自立支援給付金事業 ○ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業
- 生活困窮者自立相談支援事業（就労支援）（再掲）
- 生活保護受給者等就労自立促進事業 等

施策（２）家庭に寄り添った相談・生活支援

生活に不安を抱える家庭に対しては、相談支援を通じて家庭ごとに異なる生活状況を適切に把握し、関係機関が連携しながら、その家庭に合った支援プランに従って、生活を支援します。

■主な事業

- ひとり親家庭日常生活支援事業 ○こども家庭センターによる相談支援（再掲）
- 子育て短期支援事業（再掲） ○母子生活支援施設入所措置
- 生活困窮者自立相談支援事業（再掲）
- 大仙市「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業（重層的支援体制整備事業）
（再掲） 等

施策（3）ひとり親同士の交流の場の創出

ひとり親世帯が孤立することなく、同じような環境にある親同士で悩みや思いを共有できる機会をつくれます。

■主な事業

- ひとり親家庭の相談会・交流会の開催
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲）
- 民間団体等への活動支援 等

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

取り巻く状況と課題

➤ ワーク・ライフ・バランス

- 1980年代、女性の社会進出が飛躍的に進み、出産後も働きたい女性が増えるとともに、働く女性を支援する考え方が発展するにつれて、ワーク・ライフ・バランスという言葉がアメリカ合衆国において使われ始めました。日本においても、雇用環境の悪化や少子高齢化、男女雇用機会均等法の考え方の浸透などに伴い、労働者の働き方に対する価値観が多様化し、1990年代以降ワーク・ライフ・バランスが意識されるようになり、「経済財政改革の基本方針2007」が発表された際、少子化対策の施策の一つとしてワーク・ライフ・バランスが位置づけられました。
- 夫婦共働き世帯や核家族世帯の増加に加え、未だ子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中で、このワーク・ライフ・バランスという考え方は、女性はもちろん男性にも重要な概念となっており、男性も家事や子育てに積極的に参加でき、男女がともに働きやすく、子育てもしやすい環境づくりを進めることが求められています。
- 本市では、「大仙市男女共同参画プラン」を策定し、ワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備や男女共同参画意識の普及・啓発などの施策を推進していますが、本市のアンケート調査では、市内の会社などで働く保護者の32.6%が、自身の職場がワーク・ライフ・バランスに配慮していると「あまり思わない」あるいは「思わない」と答えており、制度は充実しているものの、理想とするワーク・ライフ・バランスが実現できていないという実態もあります。
- 仕事の進め方や業務体制を見直し、長時間労働の改善を進めるとともに、男女を問わず短時間勤務やテレワークなどの柔軟で多様な就業形態の導入や、育児・介護休業等を取得しやすい雰囲気づくりなど、多様な生活スタイルやライフステージに応じ、希望するワーク・ライフ・バランスが実現できる職場環境の整備が必要です。

➤ 時間貧困

- 慶応義塾大学の分析によると、正社員の共働き世帯の約3割が十分な家事育児や余暇の時間を取れない状況にあり、国際的に見た場合、主要7か国で最も低い状況にあるとして、子育て世代の時間貧困が問題となっています。本市のアンケート調査でも、子育て中に自分または夫婦・パートナーだけの時間が十分に確保できていると感じる保護者の割合は58.0%にとどまっており、子育てをすることで生じる時間貧困への対策も重要です。
- 家事の外注や、子育て支援サービスをより利用しやすい環境の整備、利用することに後ろめたさを感じなくて済むよう地域社会の理解の促進などにより、自分自身やこどもと向き合えるゆとりをもった子育て環境の構築が必要です。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
自身の勤務先がワーク・ライフ・バランスに配慮していると感じる保護者の割合（％）	61.0 （R6年度）	63.0
自身または夫婦・パートナーだけの時間が十分に確保できていると感じる保護者の割合（％）	58.0 （R6年度）	60.0
家族とご飯を食べる日よりも、ひとりだけでご飯を食べる日の方が多い児童・生徒の割合（％）	7.0 （R6年度）	6.3

具体的な施策

施策（１）子育てと両立しやすい働き方の促進

子育てと両立しやすい働き方やワーク・ライフ・バランスに関する理解のさらなる浸透に向けて、市内事業者に対する広報啓発、情報提供などを行うとともに、働き方の改革を促進します。

■主な事業

- 男女共同参画推進セミナー ○イクボス※研修
- 大曲仙北雇用開発協会・大仙市企業連絡協議会を通じた働き方改革に係る
周知・啓発 等

施策（２）男性の育児休業が当たり前な社会づくり

男性の子育て当事者意識を醸成するための機会を提供するとともに、男性の育児休業取得が当たり前になるよう、市内事業者に対する広報啓発、情報提供などを行います。

■主な事業

- パパママ教室（再掲） ○企業主催のセミナーに対する開催費用補助
- イクボス研修（再掲） 等

※ イクボス

職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織としての成果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

施策（3）時間貧困対策、家事・育児負担の軽減

日常的な家事・育児の負担を軽減し、こどもやパートナー、さらには自分自身と向き合う時間の確保を支援するとともに、育児疲れの解消やリフレッシュ目的だけでなく、保護者の予期しない体調不良などの場合も安心して気兼ねなく利用できるサービスを提供します。

■主な事業

- 子育てファミリー支援事業（再掲） ○一時預かり事業（再掲）
- 子育て短期支援事業（再掲） ○こども誰でも通園制度【新規】 等

④ 子育て世帯が住み続けたいくなる環境づくり

取り巻く状況と課題

➤ 地域の子育て環境

- 少子高齢化の進行、共働き世帯の増加や核家族化など、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に伴い、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような子育て環境の変化は、保護者の子育てに対する不安感、孤独感に影響を与えます。
- 令和2年国勢調査によると、本市における核家族世帯の数は14,286世帯で、全世帯数の半数を超えています。また、市内における共働き世帯の割合は、未就学児の保護者及び就学児の保護者ともに7割を超えており、今後も増加することが見込まれます。また、本市のアンケート調査では、「本市に住み続け、本市で子育てを続けたいと思う保護者の割合」は75.0%となっており、子育て世帯にとってある程度住みやすい環境が確保できているものと考えられますが、共働き世帯の増加への対応と本市での子育てを選択する保護者の増加に向けて、共働き世帯が子育てしやすい環境の整備と、子育てしやすい住環境の整備に向けた取組を進める必要があります。

➤ 地域の子育て支援

- ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点施設などの不定期の教育・保育事業の利用について、本市のニーズ調査によると、利用したいと回答した保護者は28.6%とある程度のニーズはあるものの、実際に利用していると回答した保護者は6.0%にとどまっており、地域ぐるみでこどもと子育て家庭を支える体制のさらなる充実と、その利用促進を図る必要があります。

重要業績評価指標（KPI）

指標名	現状値	目標値（R11）
住宅リフォーム支援事業申請件数（件）	66 （R5年度）	100
授乳スペース設置箇所数（箇所）	23 （R6年度）	30
ファミリー・サポート・センター事業サポート会員登録者数（人）	62 （R6年度）	77

指標名	現状値	目標値 (R11)
子育て支援拠点施設の延べ利用者数 (人)	12,703 (R5 年度)	17,023
こどもの世話や看病について頼れる人がいる保護者の割合 (%)	71.2 (R6 年度)	83.1

具体的な施策

施策（１）子育てにやさしい生活環境の整備

犯罪や事故から子どもを守る安全面の環境整備やデジタル技術を活用したこども・子育てに係る各種手続きの利便性の向上、三世帯同居を含む子育てしやすい住環境の整備に対する支援など、子育てにやさしい生活環境を整備します。

■主な事業

- 青色回転灯装着車による子ども安全・安心パトロール（再掲）
- 大仙警察署や防犯協会との連携による啓発活動（再掲）
- 通学路等安全確保事業 ○グリーンベルト設置 ○公園維持管理（再掲）
- 公共施設等における授乳場所などの整備 ○こどもDXの推進
- 住宅リフォーム支援事業
- 移住支援制度（住宅取得支援事業、若者・子育て世帯家賃支援事業） 等

施策（２）子育てに関する相談体制の充実

子育てに対する不安感、孤独感の解消に向け、気軽に子育てに関する相談ができる相談体制の充実を図ります。

■主な事業

- こども家庭センターによる相談支援（再掲）
- 子育て支援センターによる相談支援
- 子どもの居場所づくり推進事業（こども食堂との連携）（再掲）
- こんにちは赤ちゃん訪問事業（再掲） ○乳幼児健康診査（再掲）
- 「子育て応援ハンドブック」の作成（再掲）
- 母子手帳アプリ「すくすくはなび」の運用（再掲） 等